

## 生ごみ処理器の設置に補助金を交付しています

町では、ごみの減量化に取り組んでいただく方に対し、次のような助成を行っています。

### 補助金対象・補助金額

以下の処理器 1 基につき購入価格の 2 分の 1 以内

- ①密閉式生ごみ処理容器…最大 3,000 円  
※容積が 10ℓ以上の大きさのもの
- ②コンポスト容器…最大 5,000 円  
※容積が 100ℓ以上の大きさのもの
- ③電気式生ごみ処理機…最大 20,000 円  
※処理能力が 1 日 1 kg 以上のもの

※同一年度内に申請できるのは 1 基のみです。  
※密閉式生ごみ処理容器とコンポスト容器は併せて申請できますが、電気式生ごみ処理機は他と併せて申請はできません。

### 申請に必要なもの

- ①印鑑 ②振込口座のわかるもの
- ③領収書 ④仕様のわかるもの(カタログなど)

問 建設環境課環境担当 ☎ 65-0814

## 住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を交付しています

町では、クリーンエネルギーの普及と地球環境への負荷軽減のため、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を助成します。

- 対象
- ・自ら居住する町内の住宅に発電システムを設置する方
  - ・町税等を滞納している方がいない世帯に属する方

補助額 太陽電池容量の値に 2 万円を乗じて得た額 (1,000 円未満切り捨て)  
※限度額 6 万円 / 1 件当たり

※申請は必ず『着工前』に行ってください。  
※申請の受付は先着順で行います。  
※予算額を超えた時点で受付は終了します。

問 建設環境課環境担当 ☎ 65-0814

## ときがわ産材を使用した生ごみ処理器キエー口を販売します

キエー口とは、箱の中に黒土を入れ、バクテリアの働きで生ごみを分解する仕組みになっている生ごみ処理器です。

予定数 | 10 基 (先着順)  
サイズ | 高さ 70cm × 幅 90cm × 奥行 50cm 程度

負担金 | 3,000 円  
(キエー口本体代金のみ。黒土等は個人でご用意ください。)

受付 | 令和 4 年 7 月 1 日(金)

- 対象 以下の全てに該当する方
- ・町内に住んでいる方
  - ・町税等を完納している方
  - ・キエー口を良好な状態で維持管理できる方
  - ・生ごみの減量化に協力できる方

- 申込み
- ①申込書を建設環境課環境担当(第二庁舎 1 階)に提出します。
  - ②内容を精査後、町から受け渡しについて連絡をします。  
※キエー口の製作には、お時間をいただく場合があります。完成次第、順次ご連絡します。
  - ③後日、負担金をお支払いいただき、キエー口の受け渡しとなります。  
※生ごみ処理器の性質上、返品、交換等はお遠慮ください。

問 建設環境課環境担当 ☎ 65-0814



## 令和 4 年 4 月 1 日より国民年金学生納付特例制度の申請受付を開始します

「学生納付特例制度」とは、学生本人の所得が一定額以下のとき、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象者 学校教育法に規定する学校の学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】  
128 万円 + (扶養親族等の数 × 38 万円)

申請に必要なもの

- ① 学生証 (コピーの場合は両面) または在学証明書
- ② 年金手帳

申請先 役場町民課または川越年金事務所

審査結果 日本年金機構から郵送されます。

承認期間 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで  
※令和 3 年度に学生納付特例の承認を受けた方で、令和 4 年度も引き続き同一の学校に在学予定の方には、日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されますので、必要事項を記入し、日本年金機構に返送するだけで申請が済みます (この場合、学生証の写しまたは在学証明書の添付は不要です)。

※学生納付特例の期間は年金額に反映されません。後から納付 (追納) することで、将来受け取る年金を増額できます。

問 町民課 ☎ 65-0812

問 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657

## 都市計画の案の縦覧を行います

ときがわ都市計画の変更にあたり、都市計画法第 17 条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。案は、埼玉県都市計画課 HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikeikakunosintyoku/index.html>) でもご覧になれます。

都市計画の案の縦覧

内容 「ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案 (埼玉県決定)

期間 4 月 12 日(火) ~ 26 日(火)

場所 町建設環境課、埼玉県都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所

案に対する意見書の提出

対象 ときがわ町の住民及び利害関係人

方法 持参、郵送または埼玉県電子申請届出サービス

期限 4 月 26 日(火) 17 時 15 分 (必着)

提出先 町建設環境課、埼玉県都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所

問 町建設環境課 ☎ 65-1539

問 埼玉県都市計画課 ☎ 048-830-5341



広告 訴訟・調停を裁判手続き 相続を登記手続き 成年後見 借金問題 許認可申請 など

# おがわ町総合法務事務所

紛争・悩み事を解決!

お気軽にご相談下さい  
司法書士 行政書士 土地家屋調査士  
達脇 清将

☎ 0493-81-6630

比企郡小川町大字大塚 257-1 営業時間 9:30 ~ 17:00 (時間外応相談)、(土) (日) 休